

31年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R1. 7. 23	R1. 9. 2	「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」における「まちづくり団体」として、令和元年7月23日現在登録されている団体から提出された次の文書 ① 活動計画書（同日現在で最新のもの） ② 運営計画書（同日現在で最新のもの） ③ 活用日数、面積計算書（同日現在で最新のもの） ④ まちづくり活動を行う場所を示した図面（活動に利用する箇所を活動内容ごとに示したパターン図。同日現在で最新のもの） ⑤ 活動計画書（新規登録を行った際に提出されたもの） ⑥ 運営計画書（新規登録を行った際に提出されたもの）	※	1					1		1									（7条2号）法人の従業者の氏名・肩書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号）建物内部の間取り、室名及び設備の詳細等が分かる部分は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
2	R1. 8. 28	R1. 9. 2	平成28年議案第〇〇号に係る東京都狛江市〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定図、様式3、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	7	1																—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
3	R1. 9. 3	R1. 9. 3	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書（平成28年7月5日許可）のうち様式第一号・専任技術者一覧表	2	1							1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
4	R1. 9. 2	R1. 9. 4	次の公文書。ただし、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する非開示情報を除く。 ① 第79回東京都都市計画地方審議会議事録（議第2437号に関する部分に限る。） ② 第79回東京都都市計画地方審議会資料（「1号市街地. 再開発促進地区. 再開発誘導地区の位置及び区域の総括図」及び「東京都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針（案）」に関する部分に限る。）	※	1																—	都市整備局都市づくり政策部都市計画課
5	R1. 8. 21	R1. 9. 4	(1) 計画書 東京都市計画道路の変更（東京都決定） 補助線街路第85号線（平成15年7月11日付15都市基街第205号） (2) 計画図 補助73号線（環状7号線との交差点から補助第84号線交差点まで。平成15年7月11日付15都市基街第205号）	4	1																—	都市整備局都市基盤部街路計画課
6	R1. 8. 2	R1. 9. 5	(1) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（5-4街区・5-5街区・5-6街区）の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 (2) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（5-4街区・5-5街区・5-6街区）の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書の締結について（協議）（平成31年4月23日付31都市整再第107号）	31	1							1	1								（7条3号）販売経費率は、特定建築者（応募者）の保有する販売上の情報であり、そのノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者（応募者）の事業活動上の地位が損なわれるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
7	R1. 8. 29	R1. 9. 5	東久留米市〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可（〇〇）に係る道に関する協定書及び協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	1	1																—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R1.8.29	R1.9.6	舎人公園の「事業地を表示する図面」	4	1														—	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
9	R1.9.2	R1.9.6	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和元年9月2日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
10	R1.9.2	R1.9.6	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和元年8月31日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
11	R1.9.3	R1.9.9	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年8月20日から令和元年9月2日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
12	R1.9.5	R1.9.9	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和元年8月1日から8月31日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
13	R1.9.5	R1.9.10	東京都市計画河川呑川計画図の計画区域線の開示（住所：東京都大田区〇〇）	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
14	R1.9.6	R1.9.10	東京都市計画河川川口川計画図の計画区域線の開示（住所：東京都八王子市〇〇）	3	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
15	R1.9.9	R1.9.10	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和元年8月31日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
16	R1. 8. 30	R1. 9. 11	1 都市整備局総務部総務課 保有個人情報安全管理基準 2 保有個人情報の安全管理に関する基準 (都市整備局総務部総務課) 3 都市整備局総務部企画技術課 保有個人情報安全管理基準 4 保有個人情報安全管理基準 (都市整備局都市づくり政策部広域調整課) 5 保有個人情報の安全管理に関する基準 (都市整備局都市づくり政策部都市計画課) 6 保有個人情報の安全管理に関する基準 (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) 7 都市整備局都市づくり政策部開発企画課 保有個人情報安全管理基準 8 保有個人情報の安全管理に関する基準 (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) 9 都市整備局都市基盤部調整課 保有個人情報の安全管理基準 10 都市整備局都市基盤部交通企画課 保有個人情報の安全管理基準 11 都市整備局都市基盤部街路計画課 保有個人情報の安全管理基準 12 都市整備局市街地整備部管理課 保有個人情報安全管理基準 13 都市整備局市街地整備部企画課 保有個人情報安全管理基準 14 都市整備局市街地整備部防災都市づくり課 保有個人情報安全管理基準 15 都市整備局市街地整備部区画整理課 保有個人情報安全管理基準 16 都市整備局市街地整備部再開発課 保有個人情報安全管理基準 17 都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課 保有個人情報安全管理基準 18 都市整備局市街地建築部調整課 保有個人情報安全管理基準 19 都市整備局市街地建築部建築企画課 保有個人情報安全管理基準 20 都市整備局市街地建築部建築指導課 保有個人情報安全管理基準 21 都市整備局市街地建築部建設業課 保有個人情報安全管理基準 22 都市整備局基地対策部 保有個人情報安全管理基準 23 都市整備局第一市街地整備事務所管理課 保有個人情報安全管理基準 24 都市整備局第一市街地整備事務所補償課 保有個人情報安全管理基準 25 都市整備局第一市街地整備事務所事業課 保有個人情報安全管理基準 26 都市整備局第一市街地整備事務所工事課 保有個人情報安全管理基準 27 都市整備局第一市街地整備所選手村基盤整備課 保有個人情報安全管理基準 28 都市整備局第一市街地整備事務所六町地区整備事務所 保有個人情報安全管理基準 29 都市整備局第二市街地整備事務所管理課 保有個人情報安全管理基準 30 都市整備局第二市街地整備事務所事業課 保有個人情報安全管理基準 31 都市整備局第二市街地整備事務所工事課 保有個人情報安全管理基準 32 多摩ニュータウン整備事務所 保有個人情報安全管理基準 33 東京都多摩建築指導事務所管理課 保有個人情報安全管理基準 34 東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課 保有個人情報安全管理基準 35 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課 保有個人情報安全管理基準 36 東京都多摩建築指導事務所開発指導第二課 保有個人情報安全管理基準 37 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 保有個人情報安全管理基準 38 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課 保有個人情報安全管理基準	265	1																—	都市整備局総務部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
17	R1. 7. 16	R1. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の提案要求活動（平成21年度分から平成30年度分まで） ・横田基地対策に関する総合要請（平成27年度分から平成30年度分まで） 		1													—	都市整備局基地対策部基地対策担当
18	R1. 7. 16	R1. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・基地対策連絡調整会議 横田基地航空燃料漏出対策部会に関する資料等（平成21年度分から平成30年度分まで） ・平成25年3月15日付24知基地第184号「横田基地航空燃料漏出対策部会緊急連絡網の設置及びメーリングリスト開設申請書の提出について」 ・平成27年4月1日付27都市対基第9号「横田基地航空燃料漏出対策部会緊急連絡網 運用マニュアルの改正について」 ・平成29年3月6日付28都市対基第136号「横田基地所属C-130Hの整備中の燃料漏れについて（要請）」 ・横田基地におけるC-5輸送機のブレーキシステムの不具合等について（口頭要請） ・12/11（火）米軍横田基地におけるPFOSを含む泡消火剤漏出の疑い（報道等関連想定） 	1992		1												<p>（7条2号）氏名、所属、肩書等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>（7条4号）横田基地の現地確認結果は、基地内部の状況を公にすることにより、基地への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>（7条6号）横田基地の現地確認結果は、非公開である米軍基地内部の情報等を、都が、米軍の了承なく公にすることにより、都と米軍との信頼関係が損なわれ、米軍から必要な情報を適時適切に得ることができなくなるなど、都の基地対策に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）職員のメールアドレス及びメーリングリストのアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）事務担当課の内線番号は、限られた一定の者に対してのみ明らかにされている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にあるおそれがあるなど、当該事務担当課の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）井戸の所在地及び深度は、第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報であり、公にすることにより、当該第三者の信頼を不当に損ない、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条7号）第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供をした情報であり、公にすることにより、当該第三者の信頼を不当に損なうと認められるため</p>	都市整備局基地対策部基地対策担当
19	R1. 8. 30	R1. 9. 12	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成31年度「まちづくり月間」における「東京都まちづくり功労者に対する知事感謝状の被贈呈者」の決定及び「まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰」の候補者の推薦について（平成31年2月28日付30都市総第797号） (2) 令和元年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰について（令和元年5月27日付国都官第3号・国住街第34号） (3) 令和元年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰式における国土交通大臣表彰状の贈呈について（令和元年5月27日付国都官第3号・国住街第34号） (4) 平成31年度まちづくり功労者東京都知事感謝状贈呈候補者の推薦について（平成30年11月22日付18土区送第93号） 	74		1												<p>（7条2号）氏名、年齢、電話番号、FAX番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（7条3号）担当者のメールアドレスは、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、団体の年間予算額は、法人等の財務に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条6号）東京都職員及び国土交通省職員のメールアドレスは、通常、業務で関係する者のみだけが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局総務部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
20	R1.9.9	R1.9.12	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第61期)	24	1								1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地 建築部建設業課
21	R1.8.30	R1.9.12	・令和元年8月21日付30総法第206号の3・30総法第207号の3 「決定があったことについて(通知)」 ・調書(通知)	4	1							1							(7条2号) 事件番号、決定日、原判決の判決日、裁判所名並びに裁判官及び書記官の氏名は、公にすることにより、具体的な訴訟事件を特定することができ、受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することが可能となる情報であり、当該訴訟記録と照合することで、当該訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができるものであるため (7条2号) 当事者目録に記載された個人の氏名の一部は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市街地 建築部調整課
22	R1.9.4	R1.9.12	【お知らせ】〇〇訴訟に係る〇〇のプレスについて	1	1										1				(7条6号) 職員のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地 建築部調整課
23	R1.8.30	R1.9.13	〇〇関係の長期分納滞納者に対する関連文書の中で、〇〇と東京都又はサービスとの関係が明らかとなる文書																実施機関では、〇〇との契約を行っていないため、〇〇と東京都との関係が明らかとなる公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため また、都が過去に委託契約をしていたサービスとの間についても、当該委託契約内容において、〇〇が関係する条項はない。さらに、任意でも文書を取得をしていない。このため、〇〇とサービスとの関係が明らかとなる公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	第二市街地整備 事務所事業課及び 管理課
24	R1.8.30	R1.9.13	平成3年6月17日付3二再事第61号「保留床(E-23-1)の譲渡契約の締結について」	9	1							1	1						(7条2号) 生年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 譲受人印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため	第二市街地整備 事務所事業課及び 管理課
25	R1.9.11	R1.9.13	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第58期)	17	1								1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地 建築部建設業課
26	R1.9.11	R1.9.13	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第50期)	23	1								1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地 建築部建設業課
27	R1.9.11	R1.9.13	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和元年8月31日現在)	※	1														—	都市整備局市街地 建築部建設業課
28	R1.9.11	R1.9.13	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和元年9月11日現在)	※	1														—	都市整備局市街地 建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
29	R1.9.11	R1.9.13	建設業許可業者名簿（東京都知事許可 令和元年8月分）	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
30	R1.9.2	R1.9.13	平成27年11月20日付27都市建指第492号「建築基準法第12条第5項に基づく報告について（〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇）」	96	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
31	R1.9.2	R1.9.13	〇〇マンションにかかわる建築基準法令の整理と、同マンションの是正方針について、都市整備局市街地建築部建築指導課でどのように検討しているかがわかる文書一式					1											開示請求に係る公文書の内容については、現在、検討作業を行う前の段階にあるため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築指導課
32	R1.9.17	R1.9.17	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第29期）	16		1							1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
33	R1.7.31	R1.9.18	平成30年度 都市再生ステップアップ・プロジェクト（渋谷地区）渋谷区役所仮庁舎跡地事業アドバイザー業務委託 仕様書	※	1														—	都市整備局市街地整備部企画課
34	R1.7.31	R1.9.18	①平成30年度都市再生ステップアップ・プロジェクト（渋谷地区）渋谷区役所仮庁舎跡地事業アドバイザー業務委託 報告書、概要版及び議事要旨 ②東京都・渋谷区定例会（第1回から第10回まで）議事要旨及び関係資料一式 ③平成30年11月19日付30都市整企第301号 「渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定の締結について」 ④会議等議事要旨記録票	※		1													（7条2号）報告書のうち資料3-1-1、3-1-4の個人に関する情報及び議事要旨の出席者は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （7条3号）報告書のうち、事業採算性の検討及び資料2-5-1から資料2-5-7までは、公にすることにより、委託事業者のノウハウや技術等の情報が明るみになり、社会的な地位が損なわれるおそれがあるため （7条5号）報告書のうち、共同開発事業手法の整理、開発諸条件の整理、導入機能の検討、事業採算性の検討、協議資料等の作成、資料2-5-1から資料2-5-7まで、資料3-1-2、資料3-1-3、資料3-1-5、資料3-2-1、概要版並びに議事要旨の決定事項及び議事概要、並びに東京都・渋谷区定例会、渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定の締結、会議等議事要旨記録票は、関係機関等と調整中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせ、また、特定の民間事業者に不当に利益を与えるおそれがあるため また、報告書のうち、ヒアリング調査の企画・立案、ヒアリング調査の記録作成、調査結果の整理及び事業性の分析及び資料3-1-4のヒアリング内容は、特定の民間事業者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため （7条6号）渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定の締結及び会議等議事要旨記録票は、公にした場合、本件の関係機関等と東京都との信頼関係が損なわれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
35	R1.8.22	R1.9.18	令和元年8月19日付31都市建第462号「建設業許可処分に関する調査終了について」	26		1														<p>(7条2号) 氏名、運転免許証交付番号・顔写真、健康保険被保険者証の記号・番号、健康保険資格取得年月日、被保険者整理番号、標準報酬月額、生年月日及び部屋番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 商号、代表者名(肩書を含む。)、住所、建物名称、電話番号、FAX番号、建設業許可番号、建設業許可年月日、宅地建物取引業免許取消し年月日、工事件名、工事期間、建設業廃業届受付日、建設業許可取消し年月日・文書番号、全国宅地建物取引業協会連合会大会年月日、今後処理における意見、営業所写真、国土交通省ネガティブ情報等検索サイト内監督処分画面、建設業許可更新申請受付年月日、宅地建物取引業免許新規申請受付年月日、行政書士名、行政書士登録番号、建設業許可業種及び建設業廃業年月日は、法人に関する情報であって、公にすることにより特定の法人間における紛争が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地 建築部建設業課
36	R1.9.11	R1.9.18	令和元年8月19日付31都市建第462号「建設業許可処分に関する調査終了について」	26		1														<p>(7条2号) 氏名、運転免許証交付番号・顔写真、健康保険被保険者証の記号・番号、健康保険資格取得年月日、被保険者整理番号、標準報酬月額、生年月日及び部屋番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 商号、代表者名(肩書を含む。)、住所、建物名称、電話番号、FAX番号、建設業許可番号、建設業許可年月日、宅地建物取引業免許取消し年月日、工事件名、工事期間、建設業廃業届受付日、建設業許可取消し年月日・文書番号、全国宅地建物取引業協会連合会大会年月日、今後処理における意見、営業所写真、国土交通省ネガティブ情報等検索サイト内監督処分画面、建設業許可更新申請受付年月日、宅地建物取引業免許新規申請受付年月日、行政書士名、行政書士登録番号、建設業許可業種及び建設業廃業年月日は、法人に関する情報であって、公にすることにより特定の法人間における紛争が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地 建築部建設業課
37	R1.9.18	R1.9.18	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年7月25日許可) ・変更届出書一式(平成31年2月18日受付)	18		1														<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地 建築部建設業課
38	R1.7.23	R1.9.19	第1回 見積経過調査(平成29年度拠点周辺まちづくり検討に係る都市機能等に関する調査委託)	※		1														—	都市づくり政策部 土地利用計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
39	R1. 7. 23	R1. 9. 19	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度拠点周辺まちづくり検討に係る都市機能等に関する調査委託の実施について(平成29年12月4日付29都市政土第909号) 平成29年度拠点周辺まちづくり検討に係る都市機能等に関する調査報告書(平成30年3月) 	※		1												<p>(7条2号) 法人の従業員の氏名及び肩書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条3号) 受託者の独自のノウハウが含まれる情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該受託者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条5号) まちづくりの検討に関する情報は、都の機関の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 契約目途金額(予定価格)及びその積算過程は、予定価格に関する情報を公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼし、都の財産上の利益を不当に侵害するおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 本調査におけるまちづくりの検討は、民間の敷地を含むものであるが、当該地権者の合意を経たものでない。当該情報を公にすることにより、関係者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>(7条6号) 事業者へのヒアリング結果等は、受託者が独自のノウハウにより収集・分析したものであり、通常公にされるものではない。このような情報が公にされることにより、当該受託者が情報を都に対して提供することをちゅうちょし、都が本件事業の検討に際し正確な情報を把握することができなくなるなど、事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市づくり政策部 土地利用計画課
40	R1. 9. 18	R1. 9. 19	<ul style="list-style-type: none"> 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 決算変更届出書(第11期)のうち、別紙8、工事経歴書一式、直前3年の各事業年度における工事施工金額 東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 決算変更届出書(第25期・第26期)のうち、別紙8、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額 	11		1												<p>(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p>	都市整備局市街地 建築部建設業課
41	R1. 7. 23	R1. 9. 20	築地再開発の検討に係る業務委託(その3)協議記録	※	1													—	都市づくり政策部 土地利用計画課
42	R1. 7. 23	R1. 9. 20	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月31日付30都市政土第277号「築地再開発の検討に係る業務委託(その3)の実施について」 令和元年7月1日付31都市政土第296号「築地再開発の検討に係る業務委託(その5)の実施について」 	※		1												<p>(7条6号) 予定価格に関する情報を公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼし、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため</p>	都市づくり政策部 土地利用計画課
43	R1. 7. 23	R1. 9. 20	<ul style="list-style-type: none"> 都市整備局が保有する次の公文書 MICEやIRに関する調査委託の報告書(築地再開発の検討に係る業務委託(その5)) MICEやIRに関する調査委託に係る受託者とのやりとりを記録した文書(築地再開発の検討に係る業務委託(その5)) 															<p>開示請求日現在においては、調査委託に係る契約の締結に至っておらず、受託者からの報告書及び受託者とのやり取りを記録した文書について作成又は取得していないため</p>	都市づくり政策部 土地利用計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
44	R1.9.17	R1.9.25	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年9月3日から令和元年9月16日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
45	R1.9.24	R1.9.26	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類・建設業許可申請書一式(平成30年12月25日許可)	30	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
46	R1.9.20	R1.9.27	東京都市計画河川石神井川計画図の計画区域線の開示(住所:東京都西東京市〇〇、東京都西東京市〇〇)	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
47	R1.8.1	R1.9.30	(1) 北新宿1街区1-1棟及び1-2棟 特定建築者予定者を決定しました! (2) 北新宿1街区1-1棟及び1-2棟 特定建築者予定者の選定について(案)	※	1														—	都市整備局市街地整備部再開発課
48	R1.8.1	R1.9.30	(1) 環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業Ⅲ-1棟建築敷地の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 (2) 敷地譲渡契約書(その1)(環状第二号線新橋・虎ノ門地区Ⅲ街区Ⅲ-1) (3) 環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業Ⅲ-1棟建築敷地の事業総収益額について(通知)(平成27年7月23日付27都市整再224号) (4) 環状第二号線新橋・虎ノ門地区Ⅲ街区Ⅲ-1に係る特定建築者の業務に関する基本協定書	※	1							1	1						(7条3号) 月額平均賃料、月額平均賃料合計、賃貸単価、月額賃料、ホテル収益実績(収入、経費、賃料単価)、カンファレンス収益実績(収入、経費、賃料単価)、駐車場収益実績(収入・賃料単価)は、貸主の販売上の情報であって、公にすることにより、今後の賃貸契約に影響を与え、事業活動が損なわれると認められるため。また、貸主の経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため (7条3号) 分譲価格、分譲価格計、契約平米単価は、販売者の経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
49	R1. 8. 1	R1. 9. 30	(1) 管理処分に関する計画書、敷地の譲受希望価格及び資金計画書 (2) 不動産鑑定評価書(平成29年9月29日大鑑第501709276号) (3) 意見書(平成30年11月5日大鑑第501810207号) (4) 不動産鑑定評価書(平成29年9月29日東京第2017-23号) (5) 意見書(平成30年11月12日東京第2018-28号) (6) 不動産鑑定評価書(平成30年11月12日T M18-044号)	※		1													<p>(7条3号) m²単価、各部屋別の総額、資金計画書の金額(上記を類推し得る情報を含む。)は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号) 不動産鑑定士が独自に収集した情報及び事例は、不動産鑑定会社が独自に収集した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号) 分譲マンション販売単価、建築工事費、設計監理費、モデルルーム費用、販売費及び一般管理費、投下資本収益率、収入の現価の総和、支出の現価の総和、分譲収入、工事費等、土地公租公課、支出計、m²当たり月額支払、月額支払賃料、保証金等、権利金等、年額支払賃料、保証金等の運用益、権利金等の運用益及び償却額、その他収入(駐車場使用料等)、可能総収入、空室等損失、総収益、修繕費、維持管理費、公租公課、損害保険料、建物等の取壊費用の積立金、総費用、基本利率、賃料の変動率、未収入期間、未収入期間を考慮した補正率、建物等の初期投資額、元利通増償還率、建物等に帰属する純収益、土地に帰属する純収益、未収入期間を考慮した土地に帰属する純収益及び還元利回り、比準賃料、階層別効用比、位置別等効用比、階層別位置別等総効用積数(小計、合計を除く。)、査定賃料、想定建物全体の比準賃料(平均)、建築工事費支出割合、販売期間販売収入、収入及び支出(建築工事費の割引期間を除く。)、平均分譲価格、販売単価、m²当たり単価、設計監理費を含めた単価、近隣対策費、広告宣伝費、予備費、販売手数料、一般管理費、販売収入割合・時期、建築工事費割合並びに空室等による損失相当額(上記を類推しうる情報を含む。)は、当該土地及び特定施設建築物の評価・鑑定に係る情報であり、公にすることにより、今後、特定建築者が行う工事発注、分譲、賃貸等における価格、条件等の設定に影響を与え、当事者間の契約の妨げとなると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影及び不動産鑑定士の直筆署名は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 同上の項目は、当事者間の契約内容が妨げられることにより、今後の販売活動等の停滞を招き、ひいては、再開発事業の適正な遂行を妨げ、都の契約当事者として立場を不当に害するおそれがあるため</p>	都市整備局市街地整備部再開発課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。